

## みどり審議会による答申

茅ヶ崎市みどりの基本計画中期（H24～H26）の進捗状況について、個別施策を構成している施策の方針17項目（中項目）の視点から評価・検証を行いました。

### 総括

#### みどり審議会による施策方針の評価

審議会からの意見	<ul style="list-style-type: none"><li>○「みどりの基本計画」は本市のみどりの特性を生かしつつ、各種施策の協働によって、環境保全・レクリエーション、防災、景観の4つの系統を総合化して、みどりのネットワークを構築し、市民にとって快適な都市を形成することを目指している。そのためには全庁的に展開されている各種施策にかかわる者が「みどりの基本計画」を理解し、如何なる創意工夫によって“みどり”を保全・再生・創出して行くかを一体となって実行することが大切である。</li> <li>○「みどりの基本計画」に掲げられた84の施策は景観みどり課を中心に関連各課の努力によって、一步一步進んでいるが、それぞれの施策をより質の高いものとしていくとともに、みどりの先進都市を目指す新たな挑戦をしていくためにも、引き続き「みどりの基本計画」の庁内への浸透を図り、そのポリシーを一体となって具現化する努力が必要である。</li> <li>○中期における19の優先施策については、その進捗状況にばらつきはあるものの、前向きに取り組まれていることは評価できる。ただし、「みどりの基本計画」を具体的な形で市民に成果としてアピールするためには、検討段階には入っているが方向性が示せていない施策、取組が大幅に遅れている施策について、作業ペースを大幅にスピードアップすることが必要である。 なお、みどりに関する施策達成に必要なとされる財源の確保、複数部局にまたがる横断的な施策の推進を図る等の「みどりの基本計画」達成のための中核となる（コーディネーター役を果たす）組織の強化充実を図り、計画推進の責任体制を構築することが望まれる。</li> <li>○「みどりの基本計画」は行政・市民・事業者が一体となって取組、達成されるべき計画である。そのため三者間の協働力の強化向上は計画達成のために必要不可欠のものとなる。それには行政が情報を発信し、市民・事業者への計画の認知度を高める努力が必要となる。HPの活用をはじめとした、各種ツールやあらゆる機会を通じて、みどりの果たす役割や期待する役割に基づいた施策を周知し、三者が共通の理解の下でそれぞれの役割を果たせる状況の創出が望まれる。</li> <li>○計画も後期を迎え、目標達成に向かっての施策の推進が期待されるが、一方で、計画改訂の検討も話題となってくると思われる。そのためにも、適当な時期に、市民・事業者が求めるみどり施策や期待する施策の方向性等をアンケート調査</li></ul>
----------	--

	などを通じて把握しておくことが、行政・市民・事業者が共通した理解の下、協働して計画を達成し大きな成果を得るために必要な作業である。
中期実績に対する評価	<span style="margin: 0 20px;">A</span> <span style="margin: 0 20px;">B</span> <span style="margin: 0 20px;"><b>C</b></span> <span style="margin: 0 20px;">D</span> <span style="margin: 0 20px;">E</span>

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

表 20 基本計画中期(H24~H26)みどり審議会による外部施策評価一覧

施策の方針		施策数	個別施策 NO	評価
総括				C
みどりの保全	地域制緑地などによるみどりの保全	15	NO. 1~15	C
	地区のみどりの保全	2	NO. 16~17	E
	農地の保全	5	NO. 18~22	B
みどりの再生	公園・緑地の再生	1	NO. 23	B
	河川のみどりの再生	4	NO. 24~27	C
	海岸のみどりの再生	1	NO. 28	B
みどりの創出	公共施設緑化・整備の推進	3	NO. 29~31	D
	学校緑化の推進	2	NO. 32~33	C
	道路緑化の推進	3	NO. 34~36	C
	公園・緑地の整備	6	NO. 37~42	B
	河川のみどりネットワークの推進	5	NO. 43~47	C
	地区の緑化推進	5	NO. 48~52	C
	民有地緑化の推進	11	NO. 53~63	D
施策の推進	基本計画の推進	1	NO. 64	D
	協力体制の構築	10	NO. 65~74	C
	PR・情報提供の充実	8	NO. 75~82	C
	資金の充実	2	NO. 83~84	E

次ページより、個別施策を構成している施策の方針17項目(中項目)ごとの評価を記載します。

(1) 地域制緑地などによるみどりの保全（施策 NO. 1～15）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	地域制緑地などによるみどりの保全		
個別施策	NO. 1～NO. 15		
優先施策	1.特別緑地保全地区指定の推進、2.市民緑地制度の推進、3.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し、4.(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
1	特別緑地保全地区指定の推進	D（景観みどり課）	13
2	市民緑地制度の推進	E（景観みどり課）	15
3	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	17
4	(仮称)茅ヶ崎市生物多様性遺産制度の推進	B（環境政策課） E（景観みどり課）	19
5	緑地保全地域指定の推進	—（景観みどり課）	23
6	景観重要樹木指定の推進	B（景観みどり課）	25
7	風致地区指定に向けた取り組み	D（都市計画課・景観みどり課）	27
8	緑地協定締結の推進	—（景観みどり課）	29
9	生産緑地の継続	B（都市計画課）	31
10	自然環境保全地域の継続	B（景観みどり課）	33
11	農業振興地域・農用地区域の継続	B（農業水産課）	35
12	保安林の継続	C（広域事業政策課） C（景観みどり課）	37
13	保存樹林・樹木の指定・支援の充実	B（景観みどり課）	39
14	景観法に基づく届出による景観誘導	A（景観みどり課）	43
15	景観重要公共施設の指定によるみどりの保全	A（景観みどり課）	45
審議会からの意見	<p>○特別緑地保全地区に関しては、清水谷の地区指定を行い保全計画も策定済みであり、次の赤羽根十三区の指定に着手している点は高く評価される。未指定の候補地区については、地権者、保全団体、行政など関係者の役割分担を加味しながら、指定に向けたスケジュールの検討・提示が求められる。（NO, 1）</p> <p>○市民緑地制度については、リストアップした候補地を、今後どのように計画的に推進するのを示す具体のスケジュールの検討・提示が求められる。（NO, 2）</p> <p>○（仮称）生物多様性遺産制度の推進については、平成 29 年度以降の制度創設を目指して主に普及啓発を行っている、制度内容の具体的な検討には至っていない。「生物多様性地域戦略」の策定も視野に入れた、制度の検討が必要である。（NO, 4）</p> <p>○風致地区に関しては、海岸地域を対象とした「保全配慮地区」の指定と連動させ、指定に向けた取り組みを進めることが望まれる。（NO, 7）</p>		

中期実績に対する評価	A	B	<b>C</b>	D	E
------------	---	---	----------	---	---

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(2)地区のみどりの保全（施策 NO.16～17）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	地区のみどりの保全				
個別施策	NO.16～NO.17				
優先施策	該当なし				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
16	保全配慮地区指定によるみどりの保全	E（景観みどり課）	47		
17	伐採樹木届出制度の創設	—（景観みどり課）	49		
審議会からの意見	○保全配慮地区の指定は、海岸地域における茅ヶ崎らしい緑のまちづくりを誘導する重要な施策として位置づけられる。このため、風致地区や保存樹林・樹木の指定等の既存制度に加え、検討中の条例や伐採樹木届出制度等の新たな制度を活用するなど、制度内容の具体化を急ぐ必要がある。（NO, 16）  ○伐採樹木届出制度については、保全配慮地区や緑化推進重点地区等における緑の保全の実効性を担保するために、創設に向けた具体の検討に入ることが望まれる。（NO, 17）				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	<b>E</b>

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(3)農地の保全（施策 NO.18～22）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	農地の保全		
個別施策	NO.18～NO.22		
優先施策	18.(仮称)水田保全対策事業の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
18	(仮称)水田保全対策事業の推進	C（農業水産課・学務課） B（下水道河川建設課）	51
19	食育・地産地消の推進	A（農業水産課） A（学務課）	55
20	複合的営農支援の継続	B（農業水産課）	59
21	市民農園の推進	B（農業水産課）	61
22	観光農園の推進	B（農業水産課）	63
審議会からの意見	○当該方針の個別施策は概ね予定どおり進捗している。今後は多様化する市民ニーズに対応した市民農園及び観光農園の推進、並びに農地保全は農業という営みの継続が基盤になるという点を再認識した上で、新たな施策の検討あるいは既存施策の見直しを検討することが望まれる。		
中期実績に対する評価	A <b>B</b> C      D      E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(4)公園・緑地の再生（施策 NO.23）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	公園・緑地の再生		
個別施策	NO.23		
優先施策	23.公園再生（公園リニューアル）の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
23	公園再生（公園リニューアル）の推進	B（公園緑地課）	65
審議会からの意見	<p>○「老朽化遊具の更新」は具体的な目標設定がなされ、全てに対応された点は評価される。一方、既存公園施設の改修・改善は、具体の目標設定が見えないので進捗評価が難しいことから、策定予定の「公園施設長寿命化計画」等で具体的な目標値を設定することが望まれる。</p> <p>○今後の公園再生の際は、基本的なユーザーである地域住民の意識調査を実施し、その結果を反映させることも検討して頂きたい。さらに、公園再生の一環として、地域住民の利用拡大にも資するパークマネジメント計画の策定が期待される。</p>		
中期実績に対する評価	A <b>B</b> C      D      E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(5)河川のみどりの再生（施策 NO.24～27）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	河川のみどりの再生		
個別施策	NO.24～NO.27		
優先施策	24.千ノ川整備事業の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
24	千ノ川整備事業の推進	B（下水道河川建設課）	67
25	移植林の育成管理の推進	E（景観みどり課）	69
26	多自然型護岸の整備	A（広域事業政策課） 一（下水道河川建設課）	71
27	河川沿い緑化の推進	B（広域事業政策課） （景観みどり課）	75
審議会からの意見	○優先施策である千ノ川整備事業は実施計画に基づき進捗しているが、当初目標であった多自然型護岸の整備がなされなかったこの点について、その理由を明確に提示する必要がある。（NO, 24）  ○小出川に関しては、生物多様性に配慮した緑化の推進や、周辺の自然環境保全等を、管轄する神奈川県に要望することが望まれる。（NO, 26）		
中期実績に対する評価	A      B <b>C</b> D      E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）



(6)海岸のみどりの再生（施策 NO.28）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	海岸のみどりの再生		
個別施策	NO.28		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
28	海岸性植生保全・再生の推進	B（景観みどり課） （農業水産課）	81
審議会からの意見	○官民連携による保全活動が確実に進められている点は評価される。一方、養浜事業に伴い増加した帰化植物の駆除は、対応を強化すべき課題である。今後も「茅ヶ崎海岸グランドプラン」と整合を取りながら、海岸の緑の再生を推進することが望まれる。		
中期実績に対する評価	A <b>B</b> C      D      E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(7)公共施設緑化・整備の推進（施策 NO.29～31）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	公共施設緑化・整備の推進		
個別施策	NO.29～NO.31		
優先施策	29.(仮称)小出第二小学校用地の活用		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
29	(仮称)小出第二小学校用地の活用	D（教育政策課） （青少年課）	83
30	公共施設緑化推進指針の作成	E（景観みどり課）	85
31	公共施設（新築・改築）緑化の推進	A（施設再編整備課） D（景観みどり課） A（市民自治推進課）	87
審議会からの意見	<p>○中期においても、内部検討会議が開催され、視察等も実施し、作業が進んでいるものと推察できるが、検討内容が示されないため、具体的評価ができない。景観みどり課は「みどりの基本計画」担当課として、その活用策について積極的な提言を行ってゆく必要がある。（NO, 29）</p> <p>○指針の作成は前期からの課題で、「地域のモデルになる緑化を目指す」とみどりの基本計画にもある。「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に併せて新しい基準を設けることが望まれる。（NO, 31）</p>		
中期実績に対する評価	A                  B                  C <b style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">D</b> E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(8)学校緑化の推進（施策 NO.32～33）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	学校緑化の推進		
個別施策	NO.32～NO.33		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
32	学校ビオトープの推進	C（景観みどり課）	89
33	学校緑化の推進	C（教育施設課）	91
審議会からの意見	○モデル校を中心とした校庭芝生化・学校ビオトープの実施例、みどりのカーテンへの取り組みにおける現場の声（指導者、生徒等）をベースに、評価課題をまとめる必要がある。今後の学校緑化への取り組みの方向性が見えてくる。 (NO, 32, 33)		
中期実績に対する評価	A      B <b>C</b> D      E		

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(9)道路緑化の推進（施策 NO.34～36）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	道路緑化の推進		
個別施策	NO.34～NO.36		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
34	街路樹緑化の推進	B（広域事業政策課） C（道路建設課） B（公園緑地課）	93
35	街路樹リニューアルの推進	B（公園緑地課）	99
36	ポケットパークの整備	B（広域事業政策課） B（公園緑地課）	101
審議会からの意見	<p>○中期の課題として「自転車走行空間整備と植樹帯整備の両立が難しい」とある。この課題への対応を注視していきたい。街路樹緑化の推進、道路残地におけるポケットパークの整備管理について、国・県・市・住民が連携をとり対応をしていることは評価できる。（NO, 34, 36）</p> <p>○前期評価においても指摘した道路緑化の「みどりの基本計画」における重要性に鑑みて、早期に全市的視点から「道路—緑化プラン（仮称）」を策定し、質の高い道路緑化の創出を期待する。「みどりの基本計画」におけるみどりのネットワーク構築に大切な役割が期待される視点から「みどりの基本計画」担当課のより積極的な対応が必要である。（NO, 34, 35）</p>		
中期実績に対する評価	A                  B <b>C</b> D                  E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(10)公園・緑地の整備（施策 NO.37～42）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	公園・緑地の整備				
個別施策	NO.37～NO.42				
優先施策	37.市民の森の再整備、38.(仮称)柳島スポーツ公園の整備、39.身近な公園の整備(借地公園含む)、40.湘南海岸公園の整備促進				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
37	市民の森の再整備	B（公園緑地課）	107		
38	(仮称)柳島スポーツ公園の整備	A（スポーツ健康課）	109		
39	身近な公園の整備(借地公園含む)	B（公園緑地課）	115		
40	湘南海岸公園の整備促進	D（公園緑地課）	117		
41	県立茅ヶ崎里山公園の整備促進	A（広域事業政策課）	119		
42	ビオトープの創出の推進	C（景観みどり課）	121		
審議会からの意見	<p>○将来的な都市公園化に向け、用地買収を行いながら、市民と連携したレクリエーションの場として利用促進を継続している点は評価できる。より実現性を高める上で都市公園化に向けた具体のスケジュールの提示が必要である。（NO, 37）</p> <p>○（仮称）柳島スポーツ公園の整備は多少の遅れはあるが、順調に進んでいることは評価できる。平成30年3月にはみどりの面からも優れた公園が開園されることを期待する。（NO, 38）</p> <p>○「身近な公園の整備」について、整備が一步一步進んでいることは評価したい。しかしながら、整備目標が把握できないため、進捗状況を明確にとらえることができません。中期の整備によって市内の公園空白地がどうなっているのか示す必要がある。（NO, 39）</p> <p>○「湘南海岸公園の整備促進」は、市全体の公園面積、緑量の確保という観点から必要であり、後期での県との協議調整の推進が期待される。また、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」にもとづく事業が動き出したことは評価できるが、その具体的内容を明確にされたい。（NO, 40）</p> <p>○公園に学校ビオトープなどのモデルとなるビオトープの創出を期待する。（NO, 42）</p>				
中期実績に対する評価	A	<b>B</b>	C	D	E

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(11)河川のみどりネットワークの推進（施策 NO.43～47）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	河川のみどりネットワークの推進				
個別施策	NO.43～NO.47				
優先施策	43.千ノ川整備事業の推進【再掲】				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
43	千ノ川整備事業の推進	B（下水道河川建設課）	123		
44	親水護岸の整備	—（下水道河川建設課）	125		
45	散策路(管理用通路)の整備	B（下水道河川建設課）	127		
46	河川沿い緑化の推進	B（広域事業政策課） （景観みどり課）	129		
47	下水道暗渠上部緑化の推進	—（下水道河川建設課）	135		
審議会からの意見	○「散策路（管理用通路）の整備」については、質の高いみどりとするために、維持管理の方策を検討することが必要である。（NO, 45）  ○個々の施策の実績だけでなく、河川のみどりのネットワークの推進の視点から「緑の基本計画」担当課の積極的な対応が必要である。				
中期実績に対する評価	A	B	<b>C</b>	D	E

A＝極めて順調に進んでいる（90%以上）、B＝概ね順調に進んでいる（75～89%）、C＝ある程度進んでいる（60～74%）、D＝あまり進んでいない（40～59%）、E＝今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

## (12)地区の緑化推進（施策 NO.48～52）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	地区の緑化推進		
個別施策	NO.48～NO.52		
優先施策	48.緑化重点地区指定による緑化の推進		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
48	緑化重点地区指定による緑化の推進	E（景観みどり課）	137
49	香川駅周辺緑化の推進	B（拠点整備課）	139
50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	B（拠点整備課）	141
51	浜見平地区における緑化の推進	A（拠点整備課）	143
52	茅ヶ崎駅周辺緑化の推進・充実	B（景観みどり課）	147
審議会からの意見	<p>○優先施策であるのに、後期を迎える時期に市がプランをもっていないのは緑化重点地区とした意味が感じられない。茅ヶ崎市の主玄関である地区にみどりのサイドから如何に魅力づけ、茅ヶ崎らしさを創出して、市民がわが町は良いまちだ、住んでよかったと感じ、また域外の人には茅ヶ崎に住んでみたいと思わせるプランを持つべきである。条例を待つのではなく、既存の制度等をどう組み合わせるかを完成させるか、プランターやコンテナの設置など可能な部分から取り組むなど、それこそ「みどりの基本計画」の基本である行政・市民・事業者が活躍するベースとなるものである。保全配慮地区とともに急がなければならない。まず具体的なプランの策定が必要である。（NO, 48）</p> <p>○香川駅西口広場に緑陰を提供できる植栽の工夫が望まれる。（NO, 49）</p> <p>○辻堂駅西口整備事業の進捗に併せて商業者勉強会や自治会との勉強会を進め、まちづくり計画として取りまとめていく段階を迎えたことは評価できる。その中でいかにみどりが創出され、魅力ある地区となっていくか期待したい。（NO, 50）</p> <p>○「浜見平地区における緑化の推進」については、UR都市機構、地元自治会との調整を回りつつ、周辺地区も含め着実に緑化が進められていることは評価できる。（NO, 51）</p>		
中期実績に対する評価	A                  B <b>C</b> D                  E		

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取り組みが必要（39%以下）

(13)民有地緑化の推進（施策 NO.53～63）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	民有地緑化の推進		
個別施策	NO.53～NO.63		
優先施策	53.緑化地域制度の導入、54.茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
53	緑化地域制度の導入	—（景観みどり課）	149
54	茅ヶ崎市まちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	151
55	駐車場緑化の基準づくり	D（景観みどり課）	153
56	ランドスケープコードガイドラインの作成	E（景観みどり課）	155
57	屋上・壁面緑化助成金制度の創設	E（景観みどり課）	157
58	緑化施設整備計画認定制度の活用	E（景観みどり課）	159
59	記念樹配布事業の実施	C（景観みどり課）	161
60	グリーンバンク制度の創設	B（公園緑地課）	163
61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	A（都市計画課）	165
62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援	C（景観みどり課）	167
63	社寺などのみどりの保全	B（景観みどり課） C（社会教育課）	169
審議会からの意見	<p>○「みどりの基本計画」策定の際に意欲的に盛り込まれた事業がほとんど進んでいない。市民や事業者の認知度を高めるとともに、検討中の条例と併せて検討を急ぐ必要がある。特に、駐車場緑化、ランドスケープコードガイドラインの作成に当たっては、その内容について本審議会で議論を急ぐべきである。（NO, 54, 55, 56, 57, 58）</p> <p>○記念樹配布事業については、事業の価値を高める上でも、在来種の配布のほか、県内産という視点も加えては如何。（NO, 59）</p> <p>○緑化地域制度の導入については、後期から始まる優先施策でもあり、並行して進む諸制度との関連も含め、取り組み方を検討する必要がある。（NO, 53）</p> <p>○低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定については、平成24年2月に改定作業が実施されたことを評価する。（NO, 61）</p> <p>○生垣補助金制度による生垣緑化の支援については、さらなる周知啓発が必要ではあるが、着実に実施されていることは評価できる。（NO, 62）</p>		



中期実績に対する評価	A	B	C	<b>D</b>	E
------------	---	---	---	----------	---

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(14)基本計画の推進（施策 NO.64）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	基本計画の推進				
個別施策	NO.64				
優先施策	64.茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し【再掲】				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
64	茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例の見直し	E（景観みどり課）	173		
審議会からの意見	○内容では、見直すべき課題整理、他市条例及び法令等の調査分析を踏まえ、本条例の位置づけと検討方針を明確にしたこと、対象みどり拡大に向けての調査を加えたこと、又、進め方では、平成27年度での策定手順・スケジュール等を決めたことなど中期後半から進捗を加速したことは評価できる。なお、本条例に関連する他施策に遅れもあることから、引き続き現行スケジュールの遵守が望まれる。  ○本条例を実効的に導入していくための施策（ガイドライン等）が必要になると思われるので、個別施策として展開することが望まれる。				
中期実績に対する評価	A	B	C	<b>D</b>	E

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

(15)協力体制の構築（施策 NO.65～74）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	協力体制の構築		
個別施策	NO.65～NO.74		
優先施策	65.(仮称)みどり審議会の設置・運営、66.みどりの里親制度の充実・普及		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
65	(仮称)みどり審議会の設置・運営	B（景観みどり課）	175
66	みどりの里親制度の充実・普及	B（公園緑地課）	177
67	里山ボランティア団体の育成	E（景観みどり課）	179
68	里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例の活用	—（景観みどり課）	181
69	事業者参加の充実	B（景観みどり課）	183
70	工場等緑化推進協議会による緑地保全・緑化の推進	B（景観みどり課）	185
71	緑化事業者評価制度(SEGES)の活用	—（景観みどり課）	187
72	学校との連携推進	B（景観みどり課）	189
73	自治会などとの連携推進	E（景観みどり課）	191
74	管理協定締結の推進	D（景観みどり課）	193
審議会からの意見	<p>○条例の見直しにより、みどりの基本計画並びにみどり審議会の位置づけが定義されることから、みどりの基本計画の実行性を支える運営並びに関連する部門・審議会との情報共有と横断的な協力体制が重要となる。みどりに対する景観みどり課のリーダーシップが望まれる。(NO, 65)</p> <p>○平成26年度に、「みどりの里親制度」から発展的に、「公園愛護会制度」という新制度がスタートし、すでに移行が進められていることは評価できる。公園や緑地の拡大に対応する団体登録の増加など、制度の拡充に向けて、引き続き課題解決やPR・支援などにより、関係者の持続的な協力を確保する施策の推進が望まれる。(NO, 66)</p> <p>○実施した内容は、「里山」だけではなく又「保全」だけでなく多岐に亘っている。全国の里山ボランティア団体でも、世代交代は喫緊且つ将来的な課題となっていることから、この施策では、里山保全に直結するものとそうでないものを整理し、里山ボランティア育成については、知識と体験の両面が身につく人材育成が望まれる。一方、里山保全ボランティアの予備軍として、自然環境の啓発を目的の人材育成もみどり保全の底辺を拡大するために必要であり、充実させることが望ましい。(NO, 67)</p> <p>○この施策の狙いは、緑化規制枠、例えば、10%以上の緑化を更に上乘せすること及び規制のかからない小規模の緑化の充実を誘導する施策である。中期における工場立地法に基づく緑地面積率が15%を超えていること、規制のかから</p>		

	<p>ない商店街での鉢物の設置や花壇の充実に取り組んでいることは評価できる。事業者のメリット創出に向けた支援も含めて拡大することが望まれる。(NO, 69)</p> <p>○協議会による緑地保全・緑化の推進には、1) 会員の増強 2) 茅ヶ崎工場緑化ガイドマップづくり 3) 【茅ヶ崎版 緑化事業者評価・支援・表彰制度】作り等の個別施策を優先することが望まれる。(NO, 70)</p> <p>○施策内容は、SEGES活用のPRの推進となっているので、PRが、一通り終了していれば施策は完了で良く、事業者の緑化推進には、評価制度は不可欠のものであることから、後期では、「(仮称)茅ヶ崎版緑化事業者評価制度」の検討を急ぐことが望まれる。なお、SEGESに取り組む事業者が出たときの対応は必要である。(NO, 71)</p> <p>○学校との連携が出来ていることは評価できる。引き続き、市の積極的な専門家の支援等により、学校の緑化・ビオトープ (NO, 32, NO, 33) の推進が望まれる。(NO, 72)</p> <p>○この施策の目的は、連携としながらも、実施内容は、情報提供とニーズの把握にとどまっている。連携には、目的の共有と協働が伴うこと、ニーズの把握には、居住者との話し合いを深める必要がある。居住者が主体的にみどりに関わり続けるための重要な施策であるので、条例の見直しに合わせて、長期的な視点で戦略を練り、自治会連絡協会、自治会、団体との連携を積極的に深めることが望まれる。(NO, 73)</p> <p>○管理協定締結の対象のみどりは限定的であり、単独で推進するのではなく、NO、67, 68と関連させて取り組むことが望まれる。(NO, 74)</p>
中期実績に対する評価	<p style="text-align: center;">A                  B                  <b>C</b>                  D                  E</p>

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

## (16)PR・情報提供の充実（施策 NO.75～82）

みどり審議会による施策方針の評価			
施策の方針	PR・情報提供の充実		
個別施策	NO.75～NO.82		
優先施策	該当なし		
【参考】市による内部施策評価			
NO	個別施策	評価	ページ
75	緑化技術講習会の開催・緑化指導員の育成	C（景観みどり課）	195
76	緑地保全優遇施策のPR・協力の働きかけ	B（景観みどり課）	197
77	回遊動線の設定・充実	—（景観みどり課）	199
78	オープンガーデン・ガーデニングコンクールの開催	—（景観みどり課）	201
79	みどりのフォトコンテストの開催	—（景観みどり課）	203
80	茅ヶ崎の名木50選集の発刊	—（景観みどり課）	205
81	ホームページの活用	C（景観みどり課）	207
82	市民参加によるみどりの調査の推進	C（環境政策課） C（景観みどり課） B（社会教育課）	209
審議会からの意見	<p>○ある程度、講座を開催し、受講者の満足を得たことは評価できる。対象のみどりによっては技術要件も異なることから、指導員クラス、基礎クラスなど市民のニーズに対応する育成プログラムと受講者の活躍の場の確保が望まれる。（NO, 75）</p> <p>○保存樹林の指定に向けて、積極的にPR・協力の呼びかけをした成果は評価できる。引き続き、土地所有者への積極的な協力の働きかけが望まれる。（NO, 76）</p> <p>○未実施施策（NO 77～80）については、未着手の理由及び施策の目的・ニーズ・費用対効果について再点検し、意義あるものについて、実現可能な計画に練り直して、後期につなげることが望まれる。（NO, 77, 78, 79, 80）</p> <p>○市民への情報提供の手段として、ホームページは有効である。ホームページを利用できる市民に対しては、簡単な検索方法を、ホームページを利用できない市民に対しては、別の情報提供が望まれる。内容面では、茅ヶ崎のみどりの素晴らしさ、みどりの基本計画内容、各種企画の実施案内・結果報告、みどりの啓発情報などに加えて、市がこれほどみどりを推進していること、みどりで汗をかいている市民がこんなにいること、もっと参加してほしい事など、市民参加を身近に感じる情報を市民目線で発信することも望まれる。（NO, 81）</p> <p>○自然学習的な調査、自然環境評価調査、場所に特化した専門的な調査などが行われている事は評価できる。どれも重要な調査であり、持続することが望まれる。なお、自然環境評価調査などについては、専門性の高い調査・データ管理</p>		

	を必要とする調査に関わる人材の育成に取り組まれたことは評価できる。専門家や市民の協力を得て、専門力アップの効果的なプログラムの開発に取り組むことが望まれる。(NO, 82)
中期実績に対する評価	A                  B <b>C</b> D                  E

A=極めて順調に進んでいる(90%以上), B=概ね順調に進んでいる(75~89%), C=ある程度進んでいる(60~74%), D=あまり進んでいない(40~59%), E=今後、積極的な取組みが必要(39%以下)

(17)資金の充実（施策 NO.83～84）

みどり審議会による施策方針の評価					
施策の方針	資金の充実				
個別施策	NO.83～NO.84				
優先施策	83.茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実				
【参考】市による内部施策評価					
NO	個別施策	評価	ページ		
83	茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実	E（景観みどり課）	215		
84	ナショナル・トラスト活動の推進	E（景観みどり課）	217		
審議会からの意見	<p>○現状は、財源ベースで進めざるをえない状況もある。少子高齢化による税収の減少及び空き家・空き地・耕作放棄田畑（みどりの対象）の増加が想定されていることから、基金の収支計画は、長期的な展望で考えることが求められる。収入源については、寄付は積極的に募ることは良いが、安定的な収入は、税収であるので、みどりに配賦できる安定的な税収、事業収入などの新たな収入源を、支出については、運用ガイドラインにより、効果的な支出計画の策定が望まれる。</p> <p>ガイドラインについては、みどりの基本計画の優先施策・一般施策について、更に、緊急性、重要性、将来性などで優先度をつけるなど、支出の優先に関する方針を策定することが望まれる。（NO, 83）</p> <p>○高いレベルの法整備のもとに行われているイギリス発祥のナショナルトラスト（国民による基金集め・買取り・維持管理）が、茅ヶ崎のみどりの規模・特徴等、全体を俯瞰したときに、「法整備の不十分な日本での市政レベルでの可能性」・「県推進の“かながわトラストみどり財団”活用の可能性」・「市推進のみどりの基本計画の取り組み方針との整合性」等について見極める必要がある。基金を集めることでは、中長期的な基金の充実に向けて施策83に注力することが望ましい。（NO, 84）</p>				
中期実績に対する評価	A	B	C	D	<b>E</b>

A=極めて順調に進んでいる（90%以上）、B=概ね順調に進んでいる（75～89%）、C=ある程度進んでいる（60～74%）、D=あまり進んでいない（40～59%）、E=今後、積極的な取組みが必要（39%以下）

